

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月10日

1. 執行機関の別	2:教育委員会	
2. 都道府県名	岡山県	執行機関名 岡山県教育委員会
3. 市区町村名		
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)	知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	保護者等、高校生等	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成30年12月21日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	5	
10. 保護評価書の名称	国公立高校生等教育給付金の支給に関する事務基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mvnumber/evaluationSearch/?search=1&hl_no=&kk_name=%E5%B2%A1%E5%B1%B1%E7%9C%8C%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A&ev_name=%E5%9B%BD%E5%85%AC%E7%AB%8B%E9%AB%98%E6%A0%A	
12. 委任関係		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)のうち学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校(県が設置するものを除く。)に該当するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金(以下「国公立高校生等教育給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5の項 高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)のうち学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校(県が設置するものを除く。)に該当するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金(以下
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	国公立高校生等教育給付金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(高等学校等の生徒等)がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって(教育の機会均等に寄与する)ことを目的とする。	この要綱は、国が県に交付する高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金)により、(国公立の高等学校等に在学する高校生等)がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって(教育の機会均等に寄与する)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		国公立高校生等教育給付金支給要綱